

平成27年度物品調達業務の業者登録の受付について

総務課管財係 64-1108

左記のとおり受付を実施しますので、希望される業者は申請してください。

◆受付期間：2月2日（月）～27日（金）
(土・日・祝日を除く)

◆受付時間：8時30分～17時15分

◆受付場所：役場本庁舎2階 総務課

◆提出書類
湯浅町ホームページよりダウンロードできます。または、総務課にて配布します。

◆有効期限

平成27年4月1日～平成28年3月31日
詳しく述べは総務課管財係まで

犬の飼い方にについて

住民環境課環境係 64-1102

飼い主の義務です!!

飼い犬の登録と狂犬病予防注射
犬を飼つたり忘れずに

- ①飼い犬の登録
- ②年1回狂犬病注射
- ③飼い犬に鑑札と注射済票を着けること
※犬の死亡や転出入も届出が必要です。

湯浅靈苑使用者の募集について

住民環境課環境係 64-1102

平成26年4月より湯浅町が管理を行つてゐる湯浅靈苑の空き区画の使用者を募集します。希望される方は住民環境課環境

係までお連絡ください。

◆募集期間 1月19日（月）～2月10日（火）
平成27年1月30日（金）～2月13日（金）

◆現地説明会 2月8日（日）13時30分～14時（参加される方は2月6日までにお申込みお願いします）

◆抽選 2月12日（木）13時30分～申込区画が重複した場合は公開抽選です

※土・日祝日は除く

みんなで守ろう文化財！ 1月26日は文化財防火デーです

湯浅広川消防組合 64-0119

この日は、法隆寺の金堂壁画が火災により焼損した日（昭和24年）です。
そこで、この日を「文化財防火デー」

と定めています。

皆さんの住んでる湯浅町内にも国、県及び町指定の文化財の建造物等があります。この日を中心として、皆さんの財産である貴重な文化財を火災、地震その他の災害から守るために、防火に努めましょう。

都市計画区域マスター・プランの変更に関する都市計画案の縦覧等について

**県庁都市政策課 073-441-32031
湯浅町建設課 60737-64-1124**

湯浅都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスター・プラン）の変更を行いますので、都市計画案について縦覧します。案について意見のある方は、縦覧期間中、意見書を提出することができます。

イタズラ電話などのために、事件・事故

全の方針（県決定）

◆縦覧・意見書提出期間

平成27年1月30日（金）～2月13日（金）

◆場所・時間

湯浅町建設課 8時30分～17時15分

※土・日祝日は除く

（何時～何時・何分前～何の後）

男女共同参画って何？～ 身近な話題から考える

総務課総務係 64-1108

湯浅町における男女共同参画啓発活動の一環として左記のとおり講演会を開催します。

町民の皆様の参加をお待ちしております。

（被害の状況・事故の様子は）

（通報者の名前・住所・連絡先は）

（あなたはどういう関係者）

地域の安全を守る110番

◆日時：平成27年1月16日（金）
13時30分～（一時間程度）

◆講師：和歌山大学経済学部准教授
金川 めぐみ 氏

◆参加費 無料

（犯人の特徴やけがの程度等）

（④犯人・けが人はいます）

（⑤今はどうなっています）

（⑥通報者の名前・住所・連絡先は）

（あなたはどういう関係者）

（地域の安全を守る110番）

1月10日は「110番の日」

湯浅警察署 64-0110

○緊急時 急がず 慢です
事件・事故の110番

○相談は 安心ダイヤル
警察相談 #9110

110番は「事件・事故」にあわれた方や目撃された方などからの「緊急時の専用電話です。

イタズラ電話などのために、事件・事故への対応が遅れることがあります。
110番のかけ方6つのポイント

（交通事故・じろまつ・けんか等）
（①何がありました）
（②何処ありました）
（住所・目標となる建物・交差点）
（③いつです）
（何時～何時・何分前～何の後）

漏れがないようにお注意ください。

◆還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税」欄の

申告書の作成に当たっては

申告書の作成に当たっては、復興特別所得税の記載漏れにご注意ください。
平成25年分から平成49年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の2%）を所得税と併せて申告・納付する」とされています。

（「復興特別所得税額」欄、「所得税額及び復興特別所得税の額」欄の記載漏れがないようにお注意ください。）

（※ 還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税」欄の

記載が必要となります。

消費税率の改正(5%→8%)について

平成26年4月1日から消費税(地方消費税を含む)の税率が8%に引き上げられました。

平成26年分の消費税及び地方消費税の確定申告書は、旧税率が適用されたものと新税率が適用されたものとを区分した帳簿等に基づき作成する必要があります。

※ 平成26年4月1日以降に行われる取引であっても、経過措置により旧税率が適用される場合があります。

◆ 年金受給者のための申告会場のご案内

◆ 日時：2月6日（金）10時～16時
（12時～13時を除く）

◆ 場所：役場第二庁舎2階 多目的ホール

ご来場の際には、確定申告書及びその関係書類、前年分の申告書の控え、源泉徴収票（給与・年金）、所得控除に係る各種証明書などを持参ください。

◆ 公的年金等を受給されている方へのお知らせ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税及び復興特別所得税の確定申告をする必要はありません。

※この場合であっても、所得税及び復興特別所得税の還付を受けるためには、確定申告書を提出する必要があります。

※ 所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

湯浅町ふるさと まちづくり寄附金 (ふるさと納税) のお知らせ

平成19～25年度の実績375件 6,771,704円
うち、5,650,000円を防災・交通安全関係、文化財の改修・活用費、鳥獣害対策・有田みかんPR対策、子ども医療費などに活用しています。

**平成26年度の実績（12月1日現在）
2015件 2172万0,000円**

20周年
記念事業

湯浅国際文化 交流協会講演会

和歌山県国際交流協会理事長である樺畠直尚氏を講師に迎え、基調講演のほか、複数の外国の郷土料理が楽しめる食ブースなどを開催します。皆さまお誘いあわせの上、ご来場ください。詳しい内容は2月号にてお知らせします。

◆ 日時：2月8日（日）13時30分～（予定）

◆ 場所：総合センターオン

※入場は無料です。

◆ お問い合わせ

湯浅国際文化交流協会事務局
(まちづくり企画課内)

☎ 64・1112

農林水産省・和歌山県・湯浅町からのお知らせ —農林業関係者の皆様へ— 未来の農林業を育てる 統計調査が始まります！

農林業センサスは5年ごとに実施され、わが国の農林業の実態を明らかにすることを目的としています。

1月から2月にかけて調査員が伺いますので、調査対象となる方は、調査票のご記入・提出をお願いします。

わが国の農林行政の企画・立案にかかる大切な調査ですので、ご協力をお願いします。

◆あなたの個人情報等は法律で守られています◆

農林業センサスは統計法に基づく基幹統計調査です。調査内容は統計の作成や各種統計調査の名簿作成など、定められた目的以外に使うことを法律で禁じられており、調査の結果が税金の徴収などに使われることは一切ありません。

また、調査員には守秘義務があり、調査で知り得た情報が他人に漏れることもありません。



訂正の
お知らせ

2014年12月広報掲載の「各種医療費の助成制度について」に一部誤りがありました。老人医療費助成制度の説明中、3割から1割に減額と記載していましたが、正しくは、3割から2割に減額です。お詫びして訂正させていただきます。



平成27年1月